

## ☆ 介護保険住宅改修についてのQ & A(富士宮市)

No.	項目	質問	回答
1	手すり取付	設置した手すりが老朽化したことから、新たに手すりを設置する場合は給付の対象となりますか。	老朽化したとの理由であれば認められません。
2	手すり取付	本人の身体状況の変化に伴い、既存の手すりの高さ等位置のみを調整・変更し再度設置する必要がある場合は、住宅改修の支給対象となりますか。	既存の手すりが手すりとしての機能を果たしていない場合や、利用することが不可能である場合は対象となります。この場合は手すりの材料は既存を使用し、対象となるのは工賃のみが支給対象となります。
3	手すり取付	勝手口、掃き出し窓に手すりを設置したいのですが、支給対象となりますか。	対象となります。 ただし、最低限日常生活に要さない部分への手すり設置は不可としていますので、被保険者の身体状況や生活状況を鑑みて <u>具体的な必要性を理由書に記載</u> してください。 (例:洗濯物を干すため庭に降りる必要がある場合等、生活に必須であると判断可能な手すりの設置は支給対象。一方で庭木や烟の手入れ、散歩のための手すり等は原則支給対象外)
4	手すり取付	要介護者の身体状況の変化により、これまで設置されていた手すりでは機能が十分でなくなり、既存の手すりを取り外し、新しい手すりを設置する場合には、住宅改修の対象となりますか。また、その際、既存の手すりの撤去にかかる費用についても住宅改修の対象となりますか。	要介護者の身体状況の変化に起因するものであれば、共に住宅改修の対象となります。ただし、 <u>身体状況の変化を理由書に詳しく記載</u> してください。
5	手すり取付	手すりの取付けの下地補強の際、張替えが必要になったクロスの費用は介護保険の住宅改修の対象となりますか。	下地補強した部分のみのクロスに係る費用は対象としても差し支えないと考えますが、下地補強に伴って壁全体のクロスを張替える場合、クロスの全費用を対象とすることはできませんので、 <u>按分で算出</u> してください。
6	手すり取付	棚やペーパーホルダーと一体型の手すりは、住宅改修の対象となりますか。	棚やペーパーホルダーと一体型のものは、手すり機能の範囲を超えており、手すり部分のみが対象となります。その際、棚やペーパーホルダーと手すり部分の金額を按分して、見積書に算出方法を明示してください。
7	段差の解消	玄関から道路までの通路の階段の段差を緩やかにする工事は、住宅改修の対象となりますか。	段差の解消として支給対象となります。また、必要以上に幅員があると判断した場合は、必要部分を按分して支給対象とします。ただし、施工箇所が本人宅の敷地であっても、実態が通路として近隣との共用がされているような土地の場合は、原則支給対象として認めていません。
8	段差の解消	浴室の段差解消・滑りにくい床材への変更をユニットバスの購入設置により行う場合、住宅改修の対象となりますか。	ユニットバス化の工事自体は、住宅改修の対象として認められていませんが、浴室の段差解消・滑りにくい床材への変更等を、ユニットバスの購入設置により行う場合、 <u>対象工事が適切に按分されなければ支給対象</u> となります。ただし、介護とは無関係な利便性や快適性の機能を有する商品は、介護保険住宅改修制度の趣旨に沿わず対象外となります。
9	段差の解消	床の段差解消を行うため、スロープを設置する際に元々ある床を解体する必要がある場合、その床の解体費についても段差解消に必要な費用として住宅改修の対象となりますか。	スロープを設置するために、床を解体・撤去する費用は、床の段差解消に必要な費用として住宅改修の対象となります。
10	段差の解消	屋外において玄関から道路まで以外の箇所に段差解消工事を施工したいと考えていますが、支給対象となりますか。	洗濯物を干すために庭に降りる場合や、勝手口からの出入りが必要な場合等においては、必要最低限の部分において支給対象となりますので、理由書にその動作が <u>必要な理由を具体的に記載</u> してください。ただし、手すり同様、庭木や烟の手入れのため等の段差解消工事は、日常生活に必要なものとは認められないため、支給対象外となります。
11	段差の解消	車いす等で移動するためにスロープを設置した場合、転落防止の車止めを創設する工事は支給対象となりますか。	段差の解消の付帯工事、転落防止柵の設置（スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする立ち上がりの設置）として支給対象となります。
12	段差の解消	着脱式の踏み台の設置は、支給対象となるか。	支給対象なりません。ただし、着脱できないように固定する際は支給対象となります。
13	段差の解消	段差解消で敷居を撤去した際、既存扉下部に隙間が出来てしまったため、継ぎ足しを行いたいのですが、支給対象となりますか。	段差解消のために敷居を撤去した結果、扉下部に隙間が生じてしまい、継ぎ足し工事が必要となる場合は、支給対象となります。
14	滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更	階段に滑り止めのゴムを付けることは、「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」となりますか。	固定されている場合は、支給対象となります。
15	滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更	廊下の床の取り替えについては、「滑りの防止又は移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」となっていますが、車いすの通行により痛んだ廊下の床材を取り替えることについても、「移動の円滑化」として住宅改修の対象となりますか。	老朽化や物理的・化学的な摩耗、消耗を理由とする工事は、床の修繕・補修工事にあたるため、住宅改修の対象なりません。
16	引き戸等への扉取替	扉そのものは取り替えないが、右開きの戸を左開きに変更する工事は住宅改修の対象となりますか。	扉そのものを取替えない場合であっても、要介護者の身体の状況にあわせて性能が変われば、扉の取替として住宅改修の対象となります。具体的には、右開きの扉を左開きに変更する場合、ドアノブ式をレバー式に変更する場合、戸車を設置する場合等が考えられます。
17	引き戸等への扉取替	既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を取り替える場合は対象となりますか。	既存の引き戸が重く開閉が容易でないという理由があれば対象となります。ただし、老朽化による取り替えは対象なりません。

18	洋式便器などへの便器取替	既存洋式便器が身体状況に合っていないため、取替を検討していますが、支給対象となりますか。	リウマチ等で膝が十分に曲がらなかったり、便器から立ち上がるのがきつたりする等の理由から既存の便座の高さを高くしたい場合、洋式便器のかさ上げや、便座の高さが高い洋式便器に取り換えることについては支給対象となります。ただし、後者に関しては福祉用具購入の補高便座を使用することで費用を低廉に抑えられるため、その必要性について十分に検討してください。 また、いずれの場合においても既存洋式便器の老朽化が原因である場合は支給対象外となります。
19	洋式便器などへの便器取替	和式から洋式への便器の取り替えに伴う給排水設備工事は付帯工事として住宅改修の支給対象となりますか。	和式から洋式への便器の取り替えに伴い、排水管の長さや位置を変更する工事につき、住宅改修の付帯工事の対象となります。
20	その他	給付の時効はありますか。	給付できるのは、領収日の翌日から <u>2年以内</u> です。
21	その他	領収書の宛名は申請者でなくてもよいですか。	<u>必ず申請者（被保険者）の名前</u> で領収書を作成してください。
22	その他	住宅改修費の支給について、いつ時点の負担割合に基づいて支給することとなりますか。	領収書記載時点（領収年月日）における負担割合を適用することとなります。
23	その他	被保険者自らが住宅改修のための材料を購入し、本人または家族等により住宅改修を行った場合、支給対象となりますか。	材料の購入費を住宅改修の支給対象とします。ただし、大工業を営んでいる家族が「会社」として工事を請け負う場合は、工賃も支給対象とします。
24	その他	事務所（店舗）兼用住宅に住んでいますが、事務所（店舗）と住宅を行き来する部分の住宅改修は支給対象となりますか。	住宅部分についての住宅改修は支給対象となります。それ以外に供する部分（店舗や事務所に使用されている部分）については支給対象外となります。そのため、平面図等において住宅部分と事務所（店舗）部分を明確に分け、住宅部分の改修を行うことを明示してください。 例外として、玄関が一つしかなく、店舗・事務所を経由しないと住宅部分に入れない場合における店舗・事務所部分への手すり設置等、やむを得ないと考えられる場合は支給対象となる可能性がありますので、申請前にご相談ください。
25	その他	賃貸アパートの廊下などの共用部分は住宅改修の給付対象となりますか。	賃貸アパート等の集合住宅の場合、一般的に、住宅改修は当該高齢者の専用の居室内に限られるものと考えられます。洗面所やトイレが共同となっている場合など当該高齢者の通常の生活領域と認められる特別な事情により共用部分について住宅改修が必要であれば、住宅の所有者の承諾を得て住宅改修を行うことは可能であり、支給対象となります。しかしながら、住宅の所有者が故意的に、当該高齢者に共用部分の住宅改修を強要する場合も想定されるため、理由書に記載されている高齢者の身体状況、生活領域、希望等に応じて判断します。
26	その他	1戸の住宅に複数の被保険者がいる場合の住宅改修の取り扱いはどうに行うのですか。	住宅改修費の給付は個人ごとに行われるため、申請書は個人ごとに各々提出する必要があります。同一の住宅について、複数の被保険者が住宅改修を行う場合は、当該住宅改修のうち、 <u>各被保険者に有意な範囲を確定し、その範囲が重複しないように行う必要</u> があります。例えば、階段に手すりを設置する工事について、同一の手すりに対して複数の被保険者が申請することはできません。
27	その他	現在入院（入所）中で、もうすぐ退院（退所）する予定ですが、自宅に戻る前に事前申請し、住宅改修を行う場合は支給対象となりますか。	原則、入院（入所）中の場合は支給対象となりませんが、対象者の在宅復帰のために欠かせない事前準備として、退院（退所）にあわせて工事しておくことが必要かつ適切と判断される場合は支給対象となります。 <u>ただし、退院（退所）ができなくなった場合（死亡の場合を含む）は、支給することができません。</u> また、一時帰宅は退院（退所）とは見なしません。なお、工事完了後の届出は退院（退所）後に行ってください。
28	その他	施設入所者が自宅へ外泊する場合の自宅の改修は対象となりますか。	施設入所者が自宅へ外泊する場合であっても、施設入所者の生活の拠点は施設にあるので、住宅改修の支給対象にはなりません。介護保険の住宅改修は在宅サービスであるため、施設を退所するのではなく一時的な帰宅や外泊の場合は支給対象とはなりません。（※入院中の者の場合も同様の取り扱いとなります。）
29	その他	要介護（要支援）認定の申請中でも、住宅改修の事前申請を行うことは可能ですか。	要介護（要支援）認定の申請中であっても、住宅改修の事前申請を行うことはできます。ただし、認定結果が「 <u>非該当</u> 」となった場合は、介護保険の対象とならないため、 <u>改修費用は全額自己負担</u> になります。また、事後申請については、認定結果が出てから申請してください。
30	その他	着工時点においては存命であったが、住宅改修工事中に要介護者本人が死亡した場合は、住宅改修費の支給は可能ですか。	要介護者が死亡するまでに工事が完成し、利用した部分まで給付対象となります。
31	その他 (理由書)	理由書は、誰が作成するのですか。	居宅介護（予防）サービス計画作成にかかる契約を結び、市に届出を行った <u>居宅介護支援事業所の担当のケアマネジャーが行なってください</u> 。なお、サービス利用がないためケアマネジャー不在の場合の理由書については、以下の有資格者が作成可能です。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護支援事業所（小規模多機能型居宅介護を含む）に所属するケアマネジャー</li> <li>・地域包括支援センターに所属するケアマネジャー、社会福祉士、保健師</li> <li>・理学療法士（PT）、作業療法士（OT）</li> <li>・福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上（ただし住宅改修の見積もり及び施工を行う施工業者に所属する者）</li> </ul>
32	その他 (理由書)	担当のケアマネジャーがいる場合でも、理由書作成を福祉住環境コーディネーター等に任せてよいか。	国の見解で、住宅改修は居宅介護（予防）支援のひとつであり、ケアマネジャーの本来の業務として、理由書作成に係る費用も介護報酬に含まれていますので、そのことを再認識のうえ、 <u>必ず担当のケアマネジャーが作成してください</u> 。

33	その他 (見積書)	必ず複数の事業者から見積り（相見積り）を取っていなければなりませんか。	必ずしも相見積りが必要ではありませんが、複数の業者（工務店やリフォーム会社など）に見積りを依頼し、比較・検討のうえ1社を選ぶことをおすすめします。
34	その他 (見積書)	施工時、安全のために手すりの受け金物が増えた場合や、補強板が増えた場合など部材の個数が見積りと異なった場合、見積書の再提出は必要ですか。	必要です。変更が発覚した場合、該当部分の着工前に市へご相談ください。
35	その他 (見積書)	諸経費として書類申請料（申請手数料、申請代行料等）は支給対象としてよいか。	支給対象外です。その他、写真代、図面製作費、保険料、仲介手数料、法定福利等も同様です。また、諸経費の内訳について市が詳細を求める際は、開示及び説明ができるようにしてください。
36	その他	事前承認を受けた工事に、追加や内容変更をしてよいか。	原則、追加・変更工事は認められません。ただし、事前に相談があつた場合は内容を確認して、事後の申請等で写真など必要書類を確認できれば支給対象となる場合もあります（例えば縦手すりを横手すりに変更する場合等）。
37	その他 (平面図)	平面図はどの範囲まで必要ですか。	図面から生活動線がわかる範囲を作成してください。 玄関や階段、トイレ、浴室に手すりを取り付ける工事の計画で、玄関のみ、トイレのみという部分図面が多くあります。対象者の日常生活において、細切れの動線はあり得ませんので、手すりや段差の解消等が必要な理由が読み解ける範囲で作成してください。
38	その他 (写真)	申請に添付する必要がある改修前後の写真について、どのような写真を撮影すればよいですか。	工事箇所全体がわかるように撮影します。 なお、工事前、工事後の写真については、それぞれ以下の点にも注意します。 ①工事前の写真について → 工事の必要性がわかる写真をお願いします。 例) 段差があり、手すりを設置する場合には、手すりを設置する壁と段差が確認できるもの。 ※ 段差解消の場合は、現在の段差寸法がわかるようスケール（ものさし）等を当たる写真が必要です。 ※ 写真内にマスキングテープ等で完成イメージがわかるようにしてください。 ②工事後の写真について → 使用部材が、すべて確認できるもの。 連続した手すりの場合に、一枚の写真で納まらない場合には、接点がわかるようマスキングテープなどを貼り撮影すると良いでしょう。 ※ コンクリート工事については、施工途中および固まった後の写真を添付します。 ※ 段差解消の場合は、段差が解消されたことがわかるようスケール（ものさし）等を当たる写真が必要です。
39	その他 (写真)	申請に添付する必要がある改修前後の写真是、日付がわかるものとのことであるが、日付機能のない写真機の場合はどうすればよいですか。	黒板や紙等に日付を記入して写真に写し込んでください。写真に日付を手書きしたものは受付できません。